

令和2年度第6回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

期 間：令和3年1月15日（金）～令和3年1月27日（水）【書面決議】

審 議 者：吉岡会長、小路口委員、穴見委員、岡委員、紫藤委員、西田委員、松尾委員、宮崎委員、
吉弘委員 以上9名

諮問案件の審議

【諮問案件1】

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種券等の印刷・郵送業務を外部委託するに当たり、当該予防接種の対象者の個人情報をオンライン結合により受託者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所保健予防課

事務局：舞弓主幹、吉本課長補佐、仁田原、鶴田

実施機関：保健所保健予防課

—委員の方々に資料を送付し、以下の質疑応答があった—

(A委員) ワクチン接種は、国が優先順位を定めると思うが、その優先順位に従った対象者の抽出は、久留米市が行うという理解で良いか。その場合、久留米市は受託者に対し、対象者の情報を段階的に提供するのか。また、そのことと、「2 オンライン結合により提供する個人情報」において「全市民の」となっていることとの整合性を教えてもらいたい。

(実施機関) 本市において、国からの通知に従い、先に65歳以上の方（令和3年1月1日を基準日として住民基本台帳に記載されている者）を抽出し、その後、それ以外の方（令和3年4月1日を基準日として住民基本台帳に記載されている者）を抽出する。抽出した対象者の情報は、段階的に受託者に提供する。65歳以上の方の情報は2月初旬に、それ以外の方の情報は令和3年4月中旬に提供する予定である。2回の提供により結果的に全市民の情報を提供することとなる。

(A委員) 一部の報道では、国が定める優先順位には、「医療従事者」や「基礎疾患の有」が条件となってくることが予想される。その抽出は久留米市が行えるのか。

(実施機関) 「医療従事者」や「基礎疾患の有」などの抽出は久留米市では行わない。市が行うのは、65歳以上の方とそれ以外の方の抽出のみである。なお、医療従事者や基礎疾患のある方などの優先接種は本人からの申し出等により行われる予定で、医療従事者に対するワクチン接種は県が実施することとなっている。基礎疾患のある方を対象としたワクチン接種については、国から対象疾患や手続等の詳細がまだ示されていないが、接種券等の発送における対象者の情報の抽出は、医療従事者や基礎疾患の有無に関わらず、全市民を対象として行うので、当該対象者情報の抽出に影響を与えるものではない。

(B委員) 「1 業務の概要の(3)」に「実施医療機関等」とあるが、ワクチン接種を行う場合は医療機関以外に想定しているのか。

(実施機関) まだ調整中の段階だが、ワクチン接種を行う場は市内のいくつかの医療機関と公共施設を想定している。

(C委員) 外部委託するに当たり、印刷業務と郵送業務の受託者は、異なるのか。

(実施機関) それぞれの業務を同一の業者に委託する。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件2】

市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（外国人住民であって、世帯主であるものの情報に限る。）を広聴・相談課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4項）について

諮問機関：市民文化部市民課

利用機関：協働推進部広聴・相談課

事務局：舞弓主幹、吉本課長補佐、仁田原、鶴田

実施機関：市民文化部市民課

—委員の方々に資料を送付。質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

以上